

平成30年7月20日

島本町立第二小学校

校長 辻本 堅二

## 緊急時の登下校について

### ★大阪府北大阪地域 島本町に『暴風警報』が発令されているとき★

1. 午前7時現在、大阪府島本町に『暴風警報』が発令されているときは、登校しないで自宅待機してください。
2. 午前9時までに解除されたときの集合時間などの連絡は、学校からミマメルメで各ご家庭へ伝えます。未加入の家庭の場合、事前に学級担任と連絡方法を確認してください。この場合、給食はありません。4時限終了後、全学年児童が下校します。
3. 午前9時までに『暴風警報』が解除されない場合は、学校は休校です。
4. 児童が登校した後に、『暴風警報』が発令されたときは、状況を見て集団下校をします。学童も休室となりますので、ご注意ください。
  - (ア)仕事等で保護者が不在でお子様だけで自宅に入れないことが、予めはっきりしている場合は、連絡帳や電話で担任にご連絡ください。
  - (イ)集団下校で帰宅してもお子様が自宅に入れなかった場合は、学校の地区担当者が学校に連れて帰ることになっています。
    - \* (ア)(イ)ともお子様を学校でお預かりすることになっていますので、保護者のお迎えをお願いします。

各ご家庭やホームにおいてテレビ等で正確な気象情報を把握願います。

### ★大阪府北大阪地域 島本町に『大雨・洪水警報』等が発令されているとき★

1. 授業は通常通りおこないます。安全確認のうえ、地区ごとに登校してください。
2. 場合によっては、必要に応じて出される町当局からの指示(緊急無線放送、広報車など…)に従ってください。

### ★大阪府北大阪地域 島本町に『特別警報』が発令されているとき★

(大雨 暴風 高潮 波浪 暴風雪 大雪 津波 火山噴火 地震の特別警報に適用)  
登校前 午前7時に発令または発令中の場合〔午前9時までに解除された場合も〕  
午前7時に避難指示および避難勧告が発令中の場合  
いずれの場合も休校とします。

登校後 発令中の場合、もしくは解除されたが、避難指示および避難勧告が継続している場合、及び、解除され、かつ避難指示も避難勧告も解除された場合、教育委員会と協議の上、対応します（学校待機、集団下校、お迎え）。

**★ 大阪府北大阪地域 島本町に『震度5弱以上の大地震』が発生したとき★**

登校前 自宅待機。

登校中 安全な場所へ速やかに避難する。

登校後 学校待機。その後、お迎えをお願いします。

**★ その他の緊急事態のとき★**

局地的な雷や豪雨に見舞われた場合、しばらく学校待機させる場合もあります。

◎給食中止の場合、町学校給食会で決めた取り扱いにより、返金はいたしません。ただし、使用予定物資のうち返金できた分の代金については、今後の献立の中で活用させていただきます。

**★ 学級閉鎖が決まったとき★**

1. 学校からミマモルメで各ご家庭へ伝えます。未加入の家庭へは電話連絡をします。給食を食べ、通常の授業が終了した後、下校させます。
2. 学童保育室は利用できません。普段、学童保育室に通っている児童には、お迎えが必要となります。

いずれの場合も、原則「ミマモルメ」を活用して連絡します。  
ただし、インターネット環境の不具合が起こったり、災害によって電話回線が断線したりすることも考えられますが、状況に応じて最善を尽くして連絡を図ります。